

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

株式の総数

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	270,000
計	270,000

(注) 平成17年6月29日の定時株主総会において定款の変更が行なわれ、同日付で会社が発行する株式の総数は、824,988株とし、このうち普通株式は799,988株、優先株式は25,000株となっております。ただし、普通株式につき償却があった場合、または優先株式につき償却もしくは普通株式への転換があった場合は、これに相当する株式を減じることとします。

発行済株式

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成17年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成17年6月30日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	206,247	229,801	ジャスダック 証券取引所	
計	206,247	229,801		

(注) 提出日現在の発行数には、平成17年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使を含む)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプションの内容等は次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成12年5月31日)

	事業年度末現在 (平成17年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年5月31日)
新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55,556 (注)1.2	同左
新株予約権の行使期間	平成14年9月1日～ 平成17年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,556 資本組入額 27,778 (注)1.2	同左
新株予約権の行使の条件	当社と対象従業員との間で締結する「新株引受権付与契約」に定めるものとする。 (注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左

- (注) 1 平成13年8月24日、平成14年11月15日及び平成16年11月19日付の株式分割に伴い、発行価格、資本組入額等が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。
- 2 株式分割または株式併合を行った場合、つぎの算式により発行価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げております。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 行使条件は次のとおりであります。
- <付与対象者が従業員の場合>
- 1) 対象者は、本件新株引受権の行使時において、従業員であることを要する。
 - 2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)ないし第3号(退職)の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
 - 3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
 - 4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株引受権の付与の目的上対象者に新株引受権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株引受権は直ちに失効し、その後本件新株引受権を行使することができないものとする。

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプションの内容等は次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成14年6月27日)

	事業年度末現在 (平成17年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年5月31日)
新株予約権の数(個)	536	518
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,608(注)1	1,554(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	91,572(注)1,2	同左
新株予約権の行使期間	平成16年9月1日～ 平成20年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 91,572 資本組入額 45,786 (注)1,2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左

- (注) 1 平成16年11月19日付の株式分割に伴い、発行価格、資本組入額等が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。
- 2 株式分割または株式併合を行った場合、つぎの算式により発行価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げております。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 行使条件は次のとおりであります。
- <付与対象者が取締役の場合>
- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。
 - 2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款(取締役の任期)の規定に基づき退任した場合には権利を行使できるものとする。
 - 3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合には、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)ないし第3号(退職)の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
- 4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとする事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)

	事業年度末現在 (平成17年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,570	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,710(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	183,575(注)1,2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年9月1日～ 平成21年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 183,575 資本組入額 91,788 (注)1,2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左

(注) 1 平成16年11月19日付の株式分割に伴い、発行価格、資本組入額等が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

- 2 株式分割または株式併合を行った場合、つぎの算式により発行価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げております。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款(取締役の任期)の規定に基づき退任した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとする事由が生じた場合には、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)ないし第3号(退職)の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
- 4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとする事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)

	事業年度末現在 (平成17年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,571	1,570
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,713 (注) 1	4,710 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	172,000 (注) 1, 2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成22年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 172,000 資本組入額 86,000 (注) 1, 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左

(注) 1 平成16年11月19日付の株式分割に伴い、発行価格、資本組入額等が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

2 株式分割または株式併合を行った場合、つぎの算式により発行価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げております。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

3 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款(取締役の任期)の規定に基づき退任した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合には、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

- 1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。
- 2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号(定年)ないし第3号(退職)の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- 3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
- 4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

商法第341条ノ15第5項又は第280条ノ20第4項の規定に基づく当社の株券等の20%超の保有割合となる当社株券等の取得や買収提案等への対応策として、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツプランを導入することとし、その一環として第三者割当による新株予約権の発行を無償にて行うものであります。内容等は、後発事象の記載事項を参照ください。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成12年4月1日 (注)1	100	4,480	5,000	1,275,000	15,000	1,145,500
平成12年6月20日 (注)2	8,960	13,440		1,275,000		1,145,500
平成12年12月21日 (注)3	1,300	15,340	773,500	2,405,500	900,900	2,462,200
平成12年12月21日 (注)4	600		357,000		415,800	
平成13年8月24日 (注)5	15,340	30,680		2,405,500		2,462,200
平成14年3月31日 (注)6	18	30,698	3,000	2,408,500	3,000	2,465,200
平成14年4月1日～ 平成14年9月30日 (注)6	942	31,640	157,000	2,565,500	157,000	2,622,200
平成14年11月15日 (注)7	31,640	63,280		2,565,500		2,622,200
平成14年10月1日～ 平成15年3月31日 (注)6	239	63,519	19,916	2,585,417	19,916	2,642,116
平成15年4月1日～ 平成15年9月30日 (注)6	120	63,639	10,000	2,595,417	10,000	2,652,116
平成15年12月18日 (注)8	3,600	67,239	518,468	3,113,885	518,464	3,170,580
平成15年10月1日～ 平成16年3月31日 (注)6	453	67,692	42,542	3,156,427	42,541	3,213,123
平成16年4月1日～ 平成16年9月30日 (注)9	671	68,363	74,282	3,230,710	2,349,733	863,389
平成16年11月19日 (注)10	136,726	205,089		3,230,710		863,389
平成16年10月1日～ 平成17年3月31日 (注)9	1,158	206,247	36,704	3,267,415	36,704	900,094

(注) 1 (株)パラダイスウェブを吸収合併

合併比率4:1

2 株式分割(1株を3株に分割)

3 有償・国内一般募集(ブックビルディング方式)

発行価額1,190,000円 資本組入額595,000円 引受価額1,288,000円

4 有償・海外募集

発行価額1,190,000円 資本組入額595,000円 引受価額1,288,000円

5 株式分割(1株を2株に分割)

6 旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権行使による増加

7 株式分割(1株を2株に分割)

8 第三者割当増資

発行価格288,037円、資本組入額144,019円

9 旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権、及び商法第280条ノ20並びに第280条ノ21に基づく新株予約権行使による増加

資本準備金の減少額は、商法第289条第2項の規定に基づき、資本金の額の4分の1を超過する金額を、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

- 10 株式分割(1株を3株に分割)
- 11 平成17年4月1日から平成17年5月31日までの間に、旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権、及び商法第280条ノ20並びに第280条ノ21に基づく新株予約権行使による増加により、発行済株式総数が54株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,472千円増加しております。
- 12 平成17年6月30日現在、株式会社リクルートを割当先とし、平成17年6月21日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が23,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,126,303千円増加しております。

(4) 【所有者別状況】

平成17年3月31日現在

区分	株式の状況							端数の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	0	8	24	104	17	3	10,523	10,679	
所有株式数 (株)	0	27,635	3,272	51,405	12,663	39	111,233	206,247	
所有株式数 の割合(%)	0.00	13.40	1.59	24.92	6.14	0.02	53.93	100.00	

(注) 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が37株含まれております。

(5) 【大株主の状況】

平成17年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
堀 主知ロパート	東京都港区南麻布5-2-5-204	27,354	13.26
岩井 陽介	東京都世田谷区中町1-9-22	11,142	5.40
オムロン株式会社	東京都港区虎ノ門3-4-10	10,800	5.23
オムロンファイナンス株式会社	京都府京都市下京区塩小路通堀川東入 南不動堂町801	10,680	5.17
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	9,657	4.68
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	9,104	4.41
日本テレビ放送網株式会社	東京都港区東新橋1-6-1	7,500	3.63
株式会社らうむず	兵庫県宝塚市南口2-12-26	7,130	3.45
株式会社IMAGICA	東京都品川区東五反田2-14-1	7,050	3.41
倉員 伸夫	東京都杉並区阿佐ヶ谷北1-12-7	7,000	3.39
計		107,417	52.08

(6) 【議決権の状況】

発行済株式

平成17年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 206,247	206,210	
単元未満株式			
発行済株式総数	206,247		
総株主の議決権		206,210	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が37株含まれております。但し、当該株式は議決権の数(個)には含まれておりません。

自己株式等

平成17年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
計					

(7) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成12年5月31日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日	平成17年6月29日
付与対象者の 区分及び人数	取締役 1名 従業員 29名	取締役 7名 従業員 12名	取締役 5名 従業員 7名	取締役 6名 従業員 34名	当社及び当社関係 会社の取締役及び 使用人並びに社外 協力者
新株予約権の 目的となる株 式の種類	(2)「新株予約 権等の状況」に 記載している。	(2)「新株予約 権等の状況」に 記載している。	(2)「新株予約 権等の状況」に 記載している。	(2)「新株予約権 等の状況」に記 載している。	普通株式
株式の数	同上	同上	同上	同上	5,000株を上限 とする。
新株予約権の 行使時の払込 金額	同上	同上	同上	同上	(注) 1
新株予約権の 行使期間	同上	同上	同上	同上	平成19年9月1日 ～ 平成22年8月31日
新株予約権の 行使の条件	同上	同上	同上	同上	(注) 2
新株予約権の 譲渡に関する 事項	同上	同上	同上	同上	(注) 2

(注) 1 発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げております。ただし、当該金額が発行日の終値(当日に売買がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値とします。

なお、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整します。

1) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または当社が保有する自己株式を移転する場合(新株予約権の行使および旧商法第280条ノ19の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、当社が保有する自己株式の移転を行う場合には、「新規発行株式数」を「移転する自己株式数」に読み替えるものとする。

2) 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

(注) 2 行使条件等は以下のとおりであります。

1) 新株予約権の一部行使はできないものとする。

2) 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

3) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当事項はありません。

(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として位置付けております。利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を見ながら、また一方で将来に備えた内部留保充実の必要性を勘案して決定することを基本方針としております。なお当期につきましては平成17年6月29日開催の第7回定時株主総会において決議されたとおり、株主の皆様への利益配分の一環といたしまして、1株につき年間配当334円の支払を実施いたします。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月
最高(円)	2,340,000	1,800,000 765,000	675,000 376,000	473,000	697,000 221,000
最低(円)	500,000	1,200,000 291,000	500,000 240,000	159,000	350,000 115,000

(注) 1 最高・最低株価は、平成16年12月12日までは日本証券業協会におけるものであり、平成16年12月13日以降はジャスダック証券取引所におけるものであります。

2 印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成16年10月	11月	12月	平成17年1月	2月	3月
最高(円)	155,000	180,000	181,000	216,000	221,000	206,000
最低(円)	115,000	117,000	150,000	182,000	177,000	183,000

(注) 最高・最低株価は、平成16年12月12日までは日本証券業協会におけるものであり、平成16年12月13日以降はジャスダック証券取引所におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名および職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
代表取締役 会長 兼 代表執行役員	堀 主知口バート	昭和40年 8月23日生	平成 2年 6月 (株)トライシスインターナショナル設立 代表取締役社長 平成 3年 4月 (株)エンターテイメントラボラトリー設立 代 表取締役社長 平成 6年10月 (株)パラダイスウェブ設立 代表取締役社長 平成10年 9月 当社設立 代表取締役社長 平成17年 4月 当社 代表取締役社長 兼 代表執行役員 平成17年 6月 当社 代表取締役会長 兼 代表執行役員(現任)	27,354
代表取締役 社長 兼 代表執行役員	加 藤 隆 哉	昭和40年 4月26日生	平成 3年 4月 (株)コーポレート・ディレクション入社 平成 5年 1月 (株)グロービス入社 平成 9年 7月 同社取締役最高執行責任者 平成16年 6月 当社 非常勤取締役 平成17年 2月 当社 取締役副社長 平成17年 4月 当社 取締役 兼 代表執行役員 平成17年 6月 当社 代表取締役社長 兼 代表執行役員(現任)	700
取締役 兼 執行役員副社長	吉 川 友 貞	昭和41年11月 2日生	平成元年 4月 東急不動産(株)入社 平成 8年 7月 日本パラメトリックテクノロジー(株)入社 平成11年 5月 パブソン大学大学院(MBA)卒業 平成12年 5月 当社 入社 平成13年 2月 当社 執行役員 平成13年 6月 当社 取締役 平成16年 4月 当社 取締役副社長 平成17年 4月 当社 取締役 兼 執行役員副社長(現任)	
取締役 兼 執行役員副社長	岩 井 陽 介	昭和40年11月20日生	平成元年 4月 (株)リクルート・コスモス入社 平成 6年10月 (株)バシフィッククリエイティブ入社 平成10年 9月 当社 専務取締役 平成17年 4月 当社 取締役 兼 執行役員副社長(現任)	10,442
取締役 兼 執行役員副社長	中 島 謙一郎	昭和42年 1月22日生	平成元年 4月 (株)リクルート入社 平成 8年 4月 同社関西人材総合サービス事業部課長 平成12年 2月 当社 取締役 平成13年 6月 当社 常務取締役 平成17年 4月 当社 取締役 兼 執行役員副社長(現任)	960
取締役 兼 執行役員副社長	山 下 伸一郎	昭和41年 1月16日生	平成元年 6月 (株)ダイヤル・キュー・ネットワーク設立 取締役 平成 3年 8月 グラムス(株)入社 平成 4年 2月 同社取締役 平成 6年11月 (株)エフ・エム・シー入社 平成10年 7月 (株)ウービーキャンプ入社 平成11年11月 当社入社 平成13年 2月 当社 執行役員 平成13年 6月 当社 取締役 平成17年 4月 当社 取締役 兼 執行役員副社長(現任)	10
取締役	池内 省五	昭和37年 6月 6日生	昭和63年 4月 (株)リクルート入社 平成17年 3月 (株)リクルートエイブリック取締役(現任) 平成17年 4月 (株)リクルート執行役員(現任) (株)リクルートスタッフィング取締役(現任) (株)リクルートマネジメントソリューションズ 取締役(現任) (株)ネクスウェイ取締役(現任) 平成17年 6月 当社 取締役(現任)	
取締役	小村 富士夫	昭和39年 8月16日生	平成 5年10月 (株)新日本リビング(現新日本製薬(株))入社 平成 9年 1月 同社専務取締役 平成 9年 5月 (株)エルネット代表取締役社長 平成10年 9月 (株)J I M O S設立代表取締役社長(現任) 平成17年 6月 当社 取締役(現任)	
取締役	澤田 宏之	昭和28年10月19日生	昭和50年 4月 山武ハネウエル(株)入社 昭和58年 9月 (株)ボストン・コンサルティング・グループ入 社 昭和61年 1月 (株)コーポレート・ディレクション設立取締役 平成 5年 4月 (株)グロービス 非常勤取締役(現任) 平成 7年10月 ジェミニ・コンサルティング(株)(平成13年10月 米国ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン社 と業務統合)代表取締役	

			平成15年1月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン(株)代表取締役(現任) 平成15年4月 (株)ジェネックス・パートナーズ非常勤取締役(現任) 平成16年6月 アルゼ(株) 非常勤取締役(現任) 平成17年5月 国際大学理事(現任) 平成17年6月 当社 取締役(現任)	
--	--	--	--	--

役名および職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
常勤監査役	内海 淳	昭和19年7月12日生	平成5年10月 オムロン(株)流通システム事業部 中国市場開拓部部長 平成9年4月 オムロン・システム・インク 代表取締役社長 平成11年10月 オムロン(株)EFTS統括事業部部長 平成12年5月 当社 常勤監査役(現任)	
監査役	竹山 正久	昭和33年3月17日生	昭和61年10月 サンワ・等松青木監査法人(現監査法人トーマツ)入社 平成2年8月 公認会計士登録 平成4年7月 デロイトトウシュートーマツ北京事務所駐在 平成11年10月 当社 監査役(現任) 平成11年11月 竹山公認会計士・税理士事務所設立(現任)	
監査役	谷津 朋美	昭和35年5月30日生	昭和58年4月 東京エレクトロン(株)入社 昭和61年10月 サンワ・等松青木監査法人(現監査法人トーマツ)入所 平成2年8月 公認会計士登録 平成13年10月 弁護士登録 平成13年10月 新東京法律事務所入所(現任) 平成16年6月 当社 監査役(現任)	
計				39,466

- (注) 1 加藤隆哉は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役でしたが、平成17年2月10日付にて取締役副社長に就任し、平成17年6月29日付にて代表取締役社長に就任しております。
- 2 池内省五は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。
- 3 小村富士夫は、株式会社JIMOSの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に、業務委託等の取引関係があります。なお、小村富士夫は商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。
- 4 澤田宏之は、ブース・アレン・アンド・ハミルトン株式会社の代表取締役を兼務しておりますが、当社との取引はなく、特別の利害関係はありません。なお、澤田宏之は商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。
- 5 監査役内海淳、竹山正久および谷津朋美は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に規定する社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスをステークホルダーに対する企業価値の最大化を図るための経営統治機能と位置付けております。経営統治機能の確立に向けて、社外取締役や社外監査役の選任を行い、迅速な意思決定が可能かつ業務執行に対する強い監督機能を持った体制作り注力しております。また、経営の透明性の確保と環境変化への対応力の継続的向上にも努力しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

a. 取締役会

取締役会は1名の社外取締役を含む8名で構成されています。毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会も開催され、経営上の重要な意思決定や業務執行に対する監督を行っております。また、常勤取締役及び常勤監査役の参加によって毎週開催される経営会議におきましては、取締役会決議事項の事前審議や経営全般に関する様々な討議を行っております。

b. 監査役会

監査役会は3名で構成され、1名の常勤を含む3名の社外監査役となっております。特に常勤監査役は、経営会議に参加するほか、経営の妥当性・効率性・コンプライアンスに関して幅広く検証し、適宜経営に対して助言や提言を行っております。

c. 内部監査室

1名で構成されており、社長直轄の組織として機能しております。社長からの特命事項に対する監査のほか、各部門における重要決議事項、その他社内規程の遵守状況等の確認、事業効率性に関する監査を実施しております。

d. 監査法人及び法律顧問

当社の会計監査人として監査法人トーマツと監査契約を結んでおります。また、法律事務所と顧問契約を結び、法律問題全般について適宜助言と指導を受けられる体制を確保しております。

e. 内部牽制機能及び各種委員会

各種規程を整備するとともに、稟議フローの見直しを行い、経営監督機能の強化を図りつつ迅速かつ適切な意思決定が可能な体制構築を進めてまいりました。また、IR委員会において経営の透明性向上に向けての施策、危機管理委員会ではコーポレート・ガバナンス体制強化のための施策、プライバシーマーク管理委員会では個人情報保護のための施策について検討しております。

会社と社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

a. 当社の社外取締役長瀬文男は、株式会社I M A G I C Aの代表取締役社長であります。同社は当社株式を保有しており、当社との間に共同コンテンツ運営、その他業務委託等の取引関係がありますが、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。

b. 当社の社外監査役と当社の取引関係はありません。

その他

a. 当期における当社の取締役及び監査役に対する報酬は以下のとおりであります。

役員報酬：

取締役を支払った報酬 188百万円

監査役を支払った報酬 18百万円

207百万円

会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

- a. 個人情報保護法施行に備えた全社員向けの研修、教育実施
- b. 危機管理委員会による広域災害発生時の連絡体制構築
- c. 執行役員制度の本格的導入決定(平成17年4月1日付人事異動にて)
- d. 業績連動型役員報酬制度の導入 等

(3) 監査報酬

当事業年度における当社が監査法人トーマツと締結した監査契約に基づく監査証明に係る報酬の内容は以下のとおりであります。

監査契約に基づく監査証明に係る報酬： 14百万円

(4) 信託型ライツプラン導入に伴うコーポレート・ガバナンス

平成17年6月29日開催の当社第7期定時株主総会において、当社の株券等の20%超の保有割合となる買収提案等への対応策として、新株予約権と信託の仕組みを利用した信託型ライツプラン(以下「本ライツプラン」といいます。)を導入することとし、その一環として第三者割当による新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行を行うことを決議いたしました。これは、当社に対する買収提案等がなされた場合に、当該買収提案の妥当性等について、濫用的なものか企業価値最大化の観点から好ましいものか十分な検討を行うための情報と時間を確保することを可能とし、結果として当社企業価値の最大化を図るものであります。

当社は、本ライツプランを導入するに際して、買収提案の妥当性等について適正に判断するため、当社経営陣から独立した専門家等により構成される特別委員会を設置いたしました。この特別委員会は、買収提案についての情報収集・検討等、その結果を踏まえた本ライツプラン発動の必要性の有無の判断等を行い取締役会に勧告すること等を権限とし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して決定を行います。